

委 託 業 務 仕 様 書

1 委託業務名

観光 PR 動画作成事業

2 業務内容等

岡山県美作地域での観光を目的とした旅行を訴求する構成の PR 動画を作成すること。

- (1) 内容は美作地域の観光全般をテーマとして、視聴者が訪問したいと思える魅力的な映像を作成すること。
- (2) 美作地域内の観光スポット 15 箇所程度の撮影を行うこと。取材先は、美作県民局と協議の上決定する。
- (3) 撮影を行うのは季節の観光スポットや通年で楽しめる観光スポットとすること。
- (4) テロップを挿入する場合、日本語のほかに、英語・繁体字・簡体字・ハングル語版も作成すること。
- (5) 上記(1)～(4)を踏まえ、各社独自に創意・工夫を盛り込んだ具体的な企画提案をした場合は、評価の対象とする。
- (6) 制作は、受託者が担当する。この制作とは、企画立案・調査・ロケーション・撮影・編集など制作に必要な全ての作業を含む。
- (7) 受託者は、制作に当たっては、美作県民局及び取材先等と適宜打合せを行い、情報収集を行うものとする。
- (8) 企画及び制作に関する細部については、必要に応じて美作県民局と受託者との両者による打ち合わせを経て決定するものとする。
- (9) 制作に係る関係団体等に対する取材・撮影等の協力依頼及び調整については、受託者が行うものとし、美作県民局は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (10) 美作県民局は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

4 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5 委託限度額

2,970,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

6 成果物

各スポットの映像データ（各 15 秒程度・mp4 形式）

※ YouTube やデジタルサイネージ広告での活用を想定。

7 業務に係る留意点

- (1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、美作県民局の指示に従うこと。
- (3) 動画の制作に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うこと。
- (4) 「6 成果物」の映像データにかかる一切の著作権は美作県民局に帰属するものとする。

8 その他

- (1) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、美作県民局と受託者は相互に連絡を密にすること。
- (2) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、その都度美作県民局と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。

- (3) その他、業務の実施過程において業務内容に疑義が生じた場合は、美作県民局と受託者との間で誠意を持って協議し、決定する。